5分ちょっとでわかる相続問題

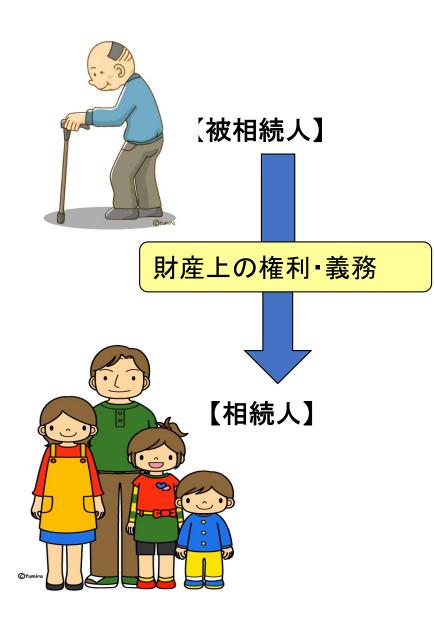
財産を配偶者に相続する場合、 気を付けるべき点と 配偶者税額軽減有効活用のポイント



税理士法人 スマートシンク 代表税理士 菊地 則夫 社員税理士 宿谷 紫 税理士 山内 孝宏 税理十 漆谷 耕太



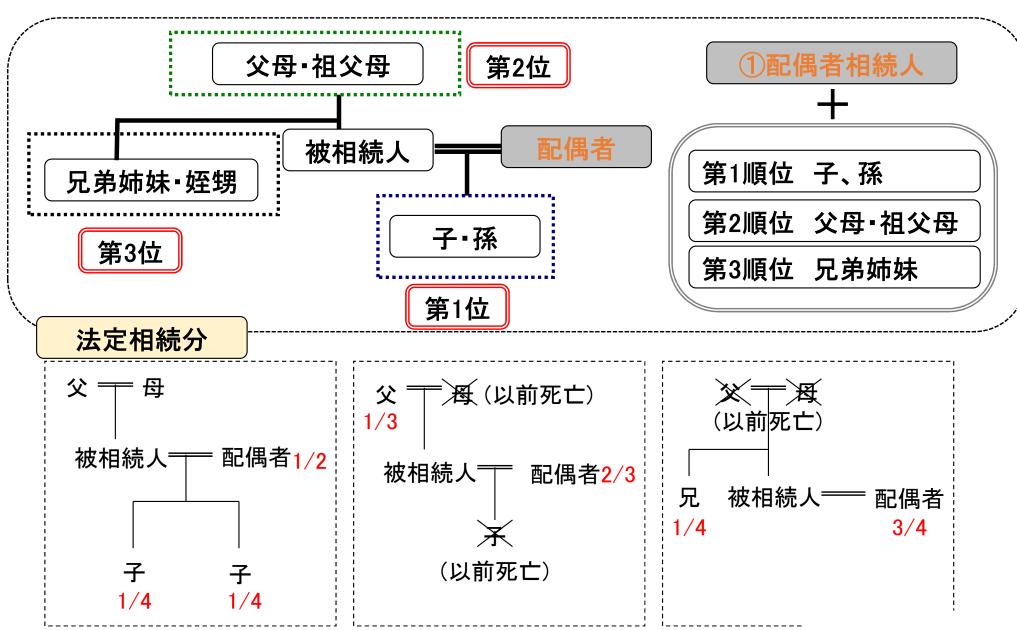
『相続』とは何か?



相続=人の死亡によってのみ開始 『失踪宣言』による死亡を含む

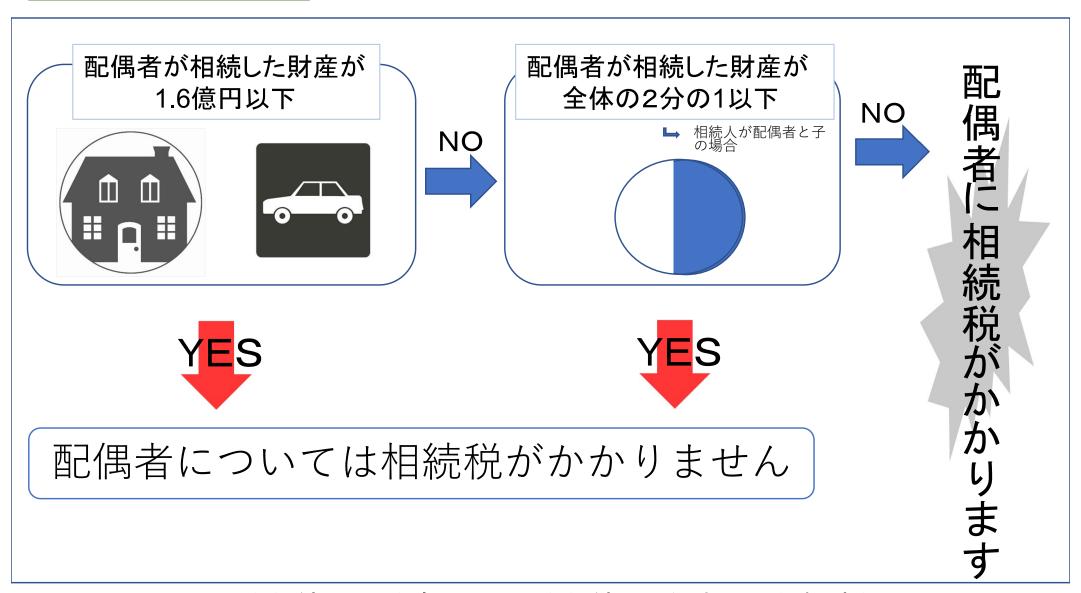
- ・被相続人が有していた財産上の権利・義務
- ⇒相続人が包括承継
- •法定相続人 被相続人の配偶者や子供等、一定の関係にある
- ⇒民法に規定あり
- ・旧民法下での『家督相続』は廃止 配偶者の相続権が認められる
- ⇒子供間の相続権は平等に

相続人と相続分



相続税を安くする方法~配偶者の税額軽減~

配偶者の税額軽減



※2次相続のことを考えると、1次相続で配偶者の税額軽減を 最大限使わないほうがよいこともあります!

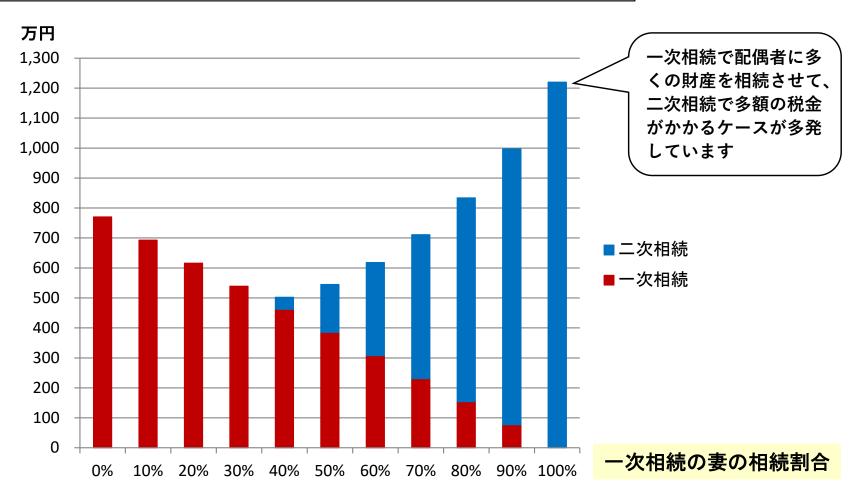
相続税を安くする方法~配偶者の税額軽減~

配偶者の税額軽減

《2次相続を考慮した相続割合》

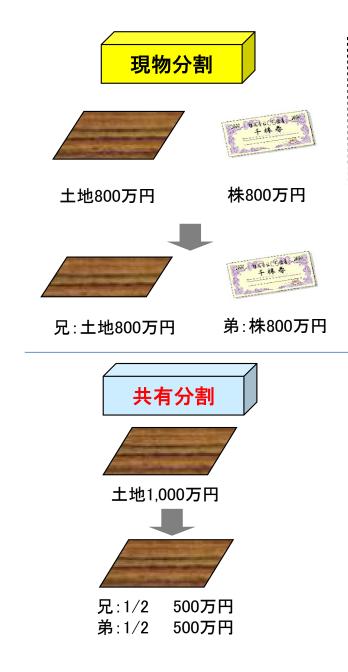
例:被相続人の財産が1億円、配偶者の財産が0円、子が1人の場合

※1次相続と2次相続の資産の ¬ 増減は考慮していません。

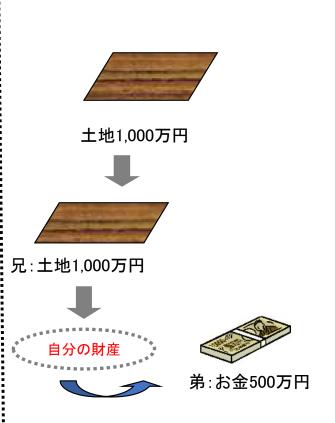


二次相続は、①一次相続より基礎控除額が小さい、②配偶者の税額軽減がないことにより、税額が高額になりやすいです。遺言書を作成する際には配偶者の財産も含めて相続割合を決めましょう。

遺産分割の方法

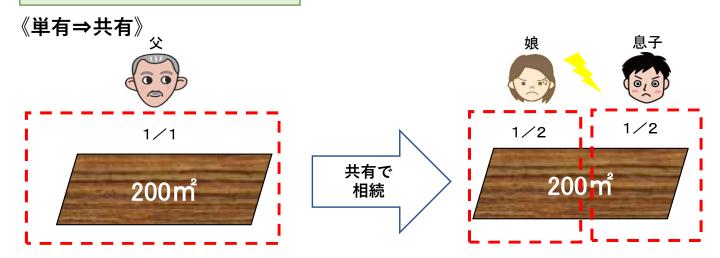


換価分割 土地1,000万円 売却 お金1,000万円 兄:500万円 弟:500万円



代償分割

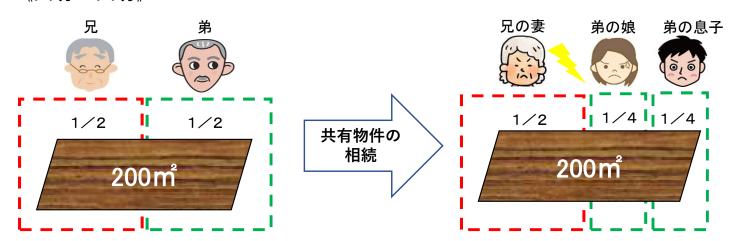
共有状態の解消



共有での相続はモメやすい

⇒単有でもらう人を遺言書な どで指定すべき!

《共有⇒共有》



共有物件の相続は、共有者が 増えてさらにモメやすい

⇒相続発生前に共有状態を解 消しておくべき!

共有で不動産を保有することはできるだけ避ける

共有状態の解消

不動産はなるべく単独所有で分ける

なぜ、不動産の共有相続は避けるべきなのか?

兄弟間の共有では・・・

- その後の相続での共有者の数がどんどん膨れ上がる
- ほとんど縁のない姪・甥や各々の配偶者等が共有者となる ⇒物件の処分や賃貸業そのものもままならないことに!

不動産の共有登記は問題の先送りにすぎない

物納対象とする ことができない

事実上売却が できない

事実上担保に 入れられない

相続の度に共 有者が増える

相続税ってどんな仕組み?

相続税制の改正

内容	平成26年12月31日以前		平成27年1月1日以降	
①基礎控除	5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数		3,000万円 + 600万円×法定相続人数	
②税率	法定相続人の取得金額	税率	法定相続人の取得金額	税率
	1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
	3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
	5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
	10,000万円以下	30%	10,000万円以下	30%
	20,000万円以下	40%	20,000万円以下	40%
	30,000万円以下		30,000万円以下	45%
	60,000万円以下	50%	60,000万円以下	50%
	60,000万円超		60,000万円超	55%

おわりに. 相続を上手く切り抜けるコツは早めの対策

- ①所有する資産が子世代も維持できる形にする
 - →子世代が財産の維持に困らない環境作り
- ②所有する土地をその価値に見合う収入を生み出す仕組みに
 - →確実な収入源があれば次世代は生活に困らない
- ③とにかく相続税はなるべくかからないように努める →アパートの資産圧縮効果、借入金を上手に活用
- ④古アパート、複雑な権利関係は早めに解消する <u>→財産を受け継いだ</u>世代が今まで通り安心な生活ができる ようにする。
- ⑤親子兄弟仲良くする
 - →円満な家庭に勝るものなし!

ありがとうございました

相続税・所得税・法人税対策を別の視点から見直してみませんか?

- ■賃貸経営に特化した税理士が、次世代への承継に向けて資産形成の見直しのお 手伝いをします
- ■税金相談では下記の方がご相談できます。
 - ○アパート経営をされている大家さんで法人化などの税金対策を考えられている方
 - 〇相続税の基礎控除縮小により相続対策を考えられている方
 - 〇相続が発生し相続税の申告が必要な方
 - 〇現在の不動産所得の申告に不安のある方
 - 〇老後の生活対策として住まいの買換えを検討されている方など
 - 〇実家や相続した不動産を売却されて負担する税金が気になっている方
- ■不動産税務・相続の最前線で数多くの経験を積んだプロの税理士が、相談員として 対応いたします。
- ■税理士法人スマートシンクでは毎日税金相談を行っています。

SMART HINK ^{税理士法人} スマートシンク

〒160−0023

東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング6階 TEL:03-6300-9501/FAX:03-6300-9502

HP:https://smtt.co.jp ※税務情報動画配信中※

MAIL:kikuchi@smtt.co.jp

